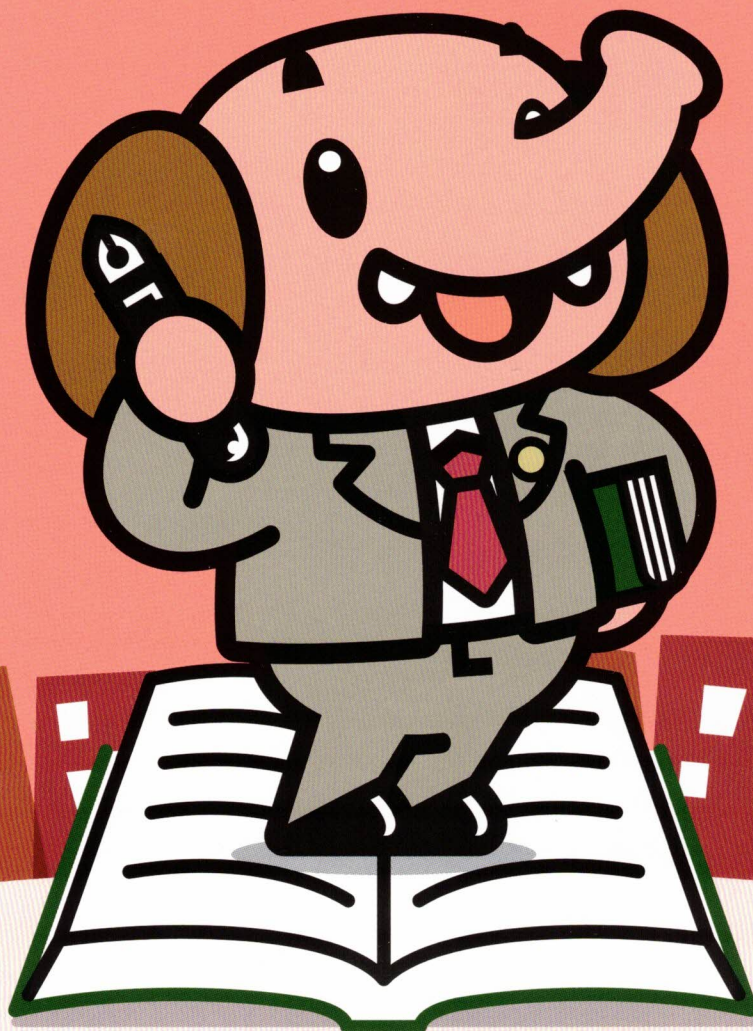


あなたの街の身近な法律家

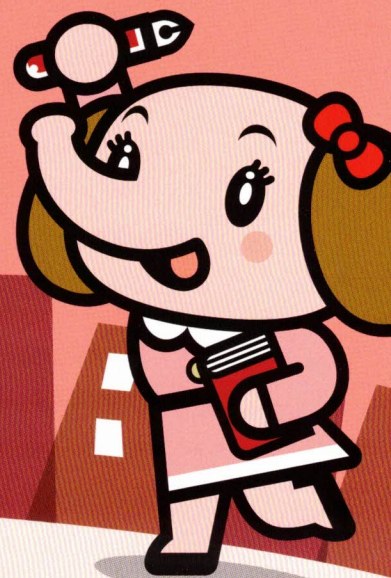
司法書士

不動産・会社登記、裁判手続、債務整理、
相続、遺言、成年後見に関する業務など
“司法書士”っていろんなことができます。

法律相談
実施中！



勇気を出して
相談してね！



神奈川県司法書士会

司法書士って何ができるの？

私たち司法書士のおもな仕事は、「登記・供託」「裁判手続」「成年後見業務」などです。

その他にも、身近な暮らしの法律トラブルを解決するお手伝いをしています。

身の回りの法律問題で困ったときは、ぜひ一度お近くの司法書士にご相談ください。

必ずお役に立てると思います。

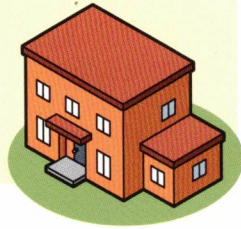


CASE

1

不動産登記に関する業務

マイホームなど不動産の購入、贈与、相続による名義変更や、抵当権、借地権に関する登記など、**不動産の権利に関する全ての登記手続を代理**して行います。



CASE

2

会社・法人登記や企業法務に関する業務

株式会社や合同会社、一般社団法人などの設立、役員変更、本店移転、定款の見直しや変更、事業再編、後継者への事業承継など、**会社・法人登記の専門家として法律や定款に基づく手続等について助言し、書類作成等の支援や登記手続の代理**を行います。その他、企業法務に関する様々なご相談に応じます。

CASE

5

裁判手続や債務整理に関する業務

裁判所に提出する訴状や答弁書を作成して、**依頼者本人による裁判手続を支援**します。法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における**訴額140万円を超えない民事事件の代理人**として、依頼者に代わって裁判を行うことができます。また、借金で苦しんでいる方の事情に応じた法的手段を選択・提示し、生活再建を支援します。



CASE

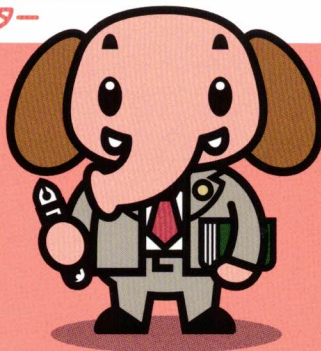
6

財産管理業務

司法書士法施行規則31条に基づき、**依頼者から委任を受けて法令の範囲内においてその財産の管理**をすることができます。具体的には、預貯金の入出金や、不動産の管理・運営・処分などを行うことができます。また、任意後見契約の受任者となったり、遺言に基づき遺言執行者に就任することができます。この他にも、官公署からの委嘱に基づき、成年後見人や不在者財産管理人等に選任されることがあります。

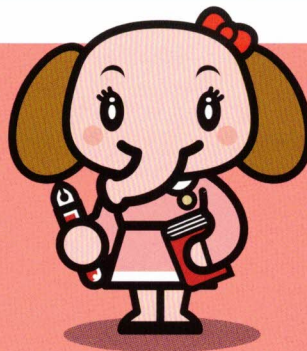
「ユーキくん」

ポクの名前の由来は、ズバリ「勇気」!!さまざまな悩み事を相談できずにいる方々に、一歩踏み出して、勇気をもって相談して欲しい。そんな、わたしたち司法書士の願いと、決意を込めて僕が生まれました。大きな耳で、いろいろな相談に耳を傾けます。



「しほちゃん」

司法書士の「しほ」です!わたしたちの仕事を広く知ってもらいたい、もっとみなさんのお役に立ちたい、そんな司法書士の気持ちが集まってわたしが生まれました。現在、司法書士の認知度を上げたくて、広報活動のお手伝いをしています。あなたの街の身近な法律家、わたしたち司法書士をよろしくお願いします。



CASE

3

相続・遺言に関する業務

相続手続に必要な**戸籍謄本等の取寄せから、遺産分割協議書の作成、不動産の名義変更(相続登記)、金融機関への預貯金の払い戻しまで一連の手続**を行います。遺言書がある場合には、検認手続を行ったり、遺言の執行を行うこともできます。この他、相続人の中に未成年者や行方不明者がいる等、相続に関するさまざまなケースにおいて必要な手続を行います。また、元気なうちに遺言を残したいという方の相談に応じ、**遺言書の作成のお手伝い**をいたします。

CASE

7

その他の業務

この他、**債権・動産譲渡登記の申請の代理、供託手続の代理、外国人の帰化申請書類の作成、告訴状の作成**など、司法書士はさまざまな業務を行っております。

CASE

4

成年後見・任意後見に関する業務

認知症等のため財産管理について不安がある「本人」をサポートするため、**家庭裁判所への後見開始申立書を作成したり、直接司法書士が成年後見人等になって、「本人」を支援**します。司法書士は親族を除く第三者後見人の中で、最も多く家庭裁判所から成年後見人に選任されています。また、将来の判断能力の低下に備えて任意後見契約を締結したい場合のご相談もお受けしています。

～「神奈川県司法書士会」とは～

神奈川県内に事務所を置く全ての司法書士が所属する神奈川県司法書士会は、所属司法書士の指導・連絡に関する事務を行っています。この他、裁判手続によらない紛争解決手続を行う、調停センター「かいけつサポート※」の運営や、市民向け各種相談会・電話相談の実施、高校生向け法律教室等のセミナーの開催を行っています。近年では、社会的に弱い立場にいる方々への自殺対策・貧困問題等に取り組んでいます。

※「裁判をしないで紛争を解決したい」とお考えの方は、ぜひ「神奈川県司法書士会調停センター」をご利用ください。
(電話045-641-1553)

勇気を出して
相談してね

